

運 営 規 程

介護付有料老人ホーム 南風Ⅱ番館

管 理 規 程

第 1 章 施設の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第 1 条 有限会社 弘 正 が開設する、介護付有料老人ホーム南風Ⅱ番館（以下「施設」という）が行う介護保険施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者及び職員が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 施設サービス計画に基づき、看護、医療的管理の下における、介護及び機能訓練その他必要な日常生活上の世話をを行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。

- 2 入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ってサービスを提供するように努める。
- 3 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の名称等)

第 3 条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 介護付有料老人ホーム 南風Ⅱ番館
- 2 所在地 佐賀県鳥栖市今泉 2395 番地 1

第 2 章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1 人（兼務）
常勤で専ら施設の職務に従事し、施設職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、職員に必要な指揮命令を行う。
- 2 苦情相談員 1 人以上（兼務）
入居者の苦情に対し、誠意をもって迅速に当該者から事情聴取し、適切な指導改善を行う。
- 3 看護職員 常勤換算 2 人以上
入居者の日常生活全般にわたる看護業務を行う。
- 4 介護職員 常勤換算介護及び看護 20 人以上

入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

- 5 厨房 2人以上
入居者に応じた食事の提供を行う。
- 6 栄養士 1人以上（兼務）
食事の献立作業、栄養計算、入居者に対する栄養指導を行う。
- 6 生活相談員 常勤換算 1人以上
入居者に対して、日常生活で困ったこと、不便なことの対応等を行う。
- 7 計画作成担当者 1人以上
保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成を行う。
- 8 事務職員 1人以上
必要な事務を行う。

第3章 入居者の定員

[入居者の定員]

第5条 施設入居者の定員は、60人とする。居室数は個室が60室です。

(定員の遵守)

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、入居者の定員を超えて入居させない。

第7条 入居者とは概ね65歳以上の、要支援・要介護の方で日常生活で介護の必要な方をいいます。この運営規程は入居者のほか次に述べる来訪者を対象とします。

第8条 来訪者

来訪者とは次のことをいいます。

- 1 来訪者とは、入居者の生活支援以外の目的で入居者の居室へ来訪される方をいいます。
- 2 宿泊には施設長の許可が必要です。宿泊費は無料です。
- 3 宿泊される来訪者は1名とし、原則居室で期間は3日以内とします。
- 4 来訪者は原則として施設での食事(実費)を受けることが出来ますが、介護サービス等の各種サービスを受けることができません。

第9条 管理運営組織

施設の管理運営のために、下記の部門を設置し、管理者の統括のもとに施設職員が次の各部門を担当します。職員の配置は、基本的に「施設職員の配置状況」の通りですが、入居状況により変動することがあります。

- (1) 介護部門
- (2) 健康管理部門
- (3) 食事部門
- (4) 生活相談・助言部門
- (5) 生活サービス部門

- (6) レクリエーション部門
- (7) 事務・管理部門

第10条 管理運営業務

施設は次の業務を行います。

- (1) 敷地及び施設の維持・補修・管理・清掃・消毒及び塵埃等に関する業務
- (2) 入居者が使用する介護居室及びその備え付け設備についての定期的点検、補修並びに取替え等に関する業務
- (3) 入居者に対する各種サービスの提供業務
- (4) 防犯・防災に関する業務
- (5) 広報・連絡及び渉外に関する業務
- (6) 職員の管理と研修

第11条 スケジュール及び利用料その他の費用の受領及び額

1 スケジュール

- ① 起床の時間は特に定めないが、朝食は7時30分頃とする。
- ② 朝食後、10時50分頃より希望者達でリビングにおいて、軽い体操やレクリエーションを行い、リラックスした中で11時30分頃を目安に昼食とする。
- ③ 14時頃より体操、レクリエーション、趣味活動、散歩、外出等各人の好みと要望等その意思を尊重してサービスを提供する。
- ④ 夕食は17時頃を目安として提供する。
- ⑤ 就寝時間も特に定めず、入居者の意思を尊重する。

2 利用料及びその他の費用の受領及び額

① サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、**当該サービスが法定代理受領サービスである時は、基本的にはその1～3割とする。**

② 法定代理サービスに該当しないサービスを提供した場合に入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生大臣が定める基準により算定した費用との間に、不合理な差額が生じないようにする。

② 前2項目の他、次に掲げる費用を徴収する。

一、利用料の入居者負担は、月額121,050円(税込)とし、その内訳は家賃34,500円、食費57,750円、電気代14,700円、水道代3,300円、管理費10,800円である。

二、管理費の詳細は、共用施設等の維持管理費、備品購入、施設補修

三、その他の紙おむつ代、おむつ処理代、病院代、洗濯業者依頼、美容室利用等、個人消費に関する者は、上記一に含まれない。

四、上記三項の費用は、洗濯業者依頼代金は1回につき900円、その他は実費が利用者負担となります。

五、通院付添の利用者の負担は、提携医療機関に受診の場合は基本的に無料です。
提携医療機関以外の場合は 30 分に付 550 円、30 分経過毎に 550 円徴収します。

六、買い物付添の利用者負担は、施設が 1 週間に 1 度程度実施する場合の負担は無料です。利用者が個別に日時、行き先を希望される場合は買い物付添料として 30 分に付き 550 円徴収します。

④ 入居者各人の個人消費に関する支出は、希望者に限り、施設が小遣いとして預かり管理し、支出の度施設代表者が領収書を保管、現金出納帳に記載し、いつでも家族に提示できるものとする。

⑤ 月払いの利用料の支払い日は利用月前月の平日末日、介護保険自己負担金は、サービス利用月翌月の平日末日までをお願いします。

⑥ 上記⑤の支払先、支払い方法は郵便局で自動引き落としとします。

店番 17750

口座番号 11567741

口座名義 有限会社 弘 正

⑦ 費用の改定は運営懇談会の意見を聞いて改定します。

第 12 条 介護、介助に関すること

1 介護・介助

① 残存機能を保持向上させる為、介助は各人に合わせた必要最低限にとどめながらも、各人の生活の質を落とさないことを目安とする。

② 施設の和を乱したり、施設の円滑な運営に支障をきたす時は、その家族と十分話し合い、入居者、施設にとって最善の処置を講ずる。

2 ケアプラン作成

① 入居者各人に対してのカンファレンス(症例検討会)は介護支援専門員を中心に本人、職員代表で開き、主治医、各関係者、各職員の意見等を参考にして、本人に一番適したケアプランを作成する。

3 ミーティング、カンファレンス

③ 介護認定期間内及び状態が異なった時、必要に応じて、カンファレンスを開くこととする。

④ ミーティングはケアプランとそれ以外の円滑な運営のための要望や反省点をふまえた業務遂行する為の会議等であり各職員が確認し合う場でもある。

4 与薬管理

① 与薬に関して、ご本人の有する能力に応じ、基本的に施設管理とします。誤薬や飲み過ぎ、飲み忘れのないよう、医師の処方に従い、その都度 1 回分ずつ本人に

手渡し、服用を確認する。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第13条 施設はサービス提供の開始に際して、入居申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他のサービスの選択に資する重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、書面により同意を得る。

(受給資格等の確認)

第14条 施設サービスの提供を求められた場合には、入居申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有効期間を確認する。

2 施設は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会に配慮して、サービスの提供を行う。

(入退居)

第15条 その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、及び機能訓練その他必要なサービスを提供する。

2 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。

3 入居申込者の病状等を勘案し、入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難場合には、適切な病院又は診療所を紹介するなどの措置を速やかに講じる。

4 入居申込者の入居に際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。

5 入居者が退居する際には、入居者又はその家族に対し、適切なアドバイスを行うとともに、退居後の主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第16条 入居する際に要介護認定を受けているか否かを確認する。

(施設サービス計画の作成)

第17条 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員は、入居者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入居者の自立を支援する上での課題を把握する。

2 介護支援専門員は入居者及び入居者の家族の希望、把握した解決すべき課題、並びに医師の治療方針に基づき、施設サービスの原案を作成する。

原案は、他の職員と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項等を記載する。

3 介護支援専門員は、施設サービスの原案について入居者に説明し、書面により同意を得なければならない。

4 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の職員との連携

を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(サービスの取扱方針)

- 第18条 入居者の要介護状態の軽減又は悪化を防止するよう、入居者の心身の状況に応じて、適切な介護を行う。
- 2 サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
 - 3 職員はサービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。
 - 4 施設自らサービスの質の評価を行い、常に改善を図る。

(看護及び医学的管理の下における介護)

- 第19条 看護及び医学的管理の下における介護は入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入居者の病状及び心身の状況に応じ適切な技術をもって行う。
- 2 1週間に2回以上、適切な方法により、入居者を入浴又は清拭を行う。
 - 3 入居者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
 - 4 おむつを使用せざるを得ない入居者の、おむつを適切に取り替える。
 - 5 その他、入居者に対し離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。
 - 6 施設は、入居者に対して入居者の負担により、施設の従業者以外のものによる看護及び介護を受けさせない。
 - 7 主治医の判断で定期健康診断を行う。

(食事の提供)

- 第20条 食事の提供は、栄養、入居者の身体状況・嗜好を考慮して、適切な時間に行う。また、入居者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行う。
- 2 食事の時間は、概ね次の時間とする。

| | |
|----|-----------|
| 朝食 | 午前7時30分頃 |
| 昼食 | 午前11時30分頃 |
| 夕食 | 午後5時頃 |
 - 3 原則として毎日1日3食を提供する体制を整え、栄養士その他の必要な職員を配置します。
 - 4 医師の指導による、治療食等特別食も可能です。

(相談及び援助)

- 第21条 常に入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め

入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(その他のサービス提供)

第22条 適宜、入居者の為のレクリエーションや行事活動等を行う。

- 2 常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第23条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合には、サービスの内容、費用の額、その他の必要事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付する。

第4章 施設の利用にあたっての留意事項

(日課の励行)

第24条 入居者は、管理者、看護職員、介護職員等の指導による介護及び機能訓練を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図る。

(外出及び外泊)

第25条 入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより、事前に届ける。

(修繕)

第26条 入居者が目的施設を利用する為に必要な修繕を行います。入居者の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、入居者が負担するものとします。

- 2 居室内における軽微な修繕については、事業者が費用の負担をします。その他の修繕についても、基本的に事業者が費用の負担をします。

- 3 軽微な修繕とは下記のことをいいます。

- ア 窓ガラスの取替え
- イ カーテン等の取替え
- ウ 電球、蛍光灯の取替え
- エ 給水栓の取替え
- オ 排水栓の取替え

(衛生保持)

第27条 入居者は、施設の清潔、整頓、その他衛生環境の保持の為に施設に協力する。

(禁止行為)

第28条 入居者は、目的施設の利用にあたり、目的施設又はその敷地内において、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。

- 一、銃砲刀剣類、爆発物、発火物、有毒物等の危険な物品を搬入・使用・保管する。
- 二、大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付ける。
- 三、配水管その他を腐食させる恐れのある液体等を流す。
- 四、テレビ、ステレオ等の操作、楽器の演奏その他により、大音量等で近隣に著しい迷惑をあたえる。
- 五、猛獣・毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動植物を飼育する。
- 六、宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益の為に他人の自由を侵すこと。
- 七、喧嘩、口論、泥酔などで他の入居者に迷惑を及ぼすこと。
- 八、施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 九、指定した場所以外で火気を用いること。
- 十、故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

2 入居者は、目的施設の利用にあたり事業者の承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。又、事業者は他の入居者からの苦情その他の場合に、その承諾を取り消すことがあります。

- 一、観賞用の小鳥、魚等であつて、明らかに近隣に迷惑をかける恐れのない動物以外の犬、猫等の動物を目的施設又はその敷地内で飼育する。
- 二、共用施設又は敷地内に入居者の私物を置く
- 三、目的施設内において、営利その他の目的による勧誘・販売・宣伝・広告等の活動を行う。
- 四、目的施設の増築・改築・移転・改造・模様替え、居室の造作の改造等を伴う模様替え、施設内における工作物を設置する。
- 五、運営規程において、事業者がその承諾を必要と定めるその他の行為を行う。

3 入居者は目的施設の利用にあたり、次に掲げる事項については、あらかじめ事業者と話し合いを行うこととします。事業者は、この場合の基本的考え方を運営規程により定めることとします。

- 一、入居者が30日以上居室を不在にする場合の居室の保全、連絡方法、各種費用の支払いとその負担方法。
- 二、入居者が第三者を付添・介助・看護等の目的で居室内に居住させる場合の各種費用の支払いとその負担方法。
- 三、事業者が入居者との事前協議を必要と定めるその他の事項。

- 4 入居者が第1項から第3項の規程に違反若しくは従わず、事業者又は他の入居者の第三者に損害を与えた場合は、事業者又は該当の第三者に対して損害賠償責任が生ずることがあります。

5

第5章 非常災害対策

第29条 非常災害に備えて必要な設備を設け、消防、避難に関する計画を作成する。

- 2 非常災害に備え、少なくとも1年に2回は避難、救出その他必要な訓練などを行う。

(業務継続計画の策定等)

第30条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業所は、特定施設従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。

3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第6章 その他の施設の運営に関する重要事項

(入退居の記録の記載)

第31条 入居に際して、入居年月日並びに施設の種別及び名称を被保険者証に記載する。又、退居に際しては、退居年月日を被保険者証に記載する。

(入居者に関する市町村への通知)

第32条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付して、その旨を市町村に通知する。

- 一、正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。
- 二、偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(勤務体制の確保等)

第33条 入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務を定める。

2 施設の職員によってサービスを提供する。但し、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 職員の質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。

- 一、採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二、継続研修 年1回以上

(衛生管理等)

第34条 入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

(協力病院)

第35条 入居者の病状の急変等に備える為、次の病院及び診療所を協力病院と定める。

鳥栖市東町 医療法人 斉藤内科医院「通院外来診察・往診・定期健診」
(内科・小児科・放射線科)

鳥栖市幸津町 せとじまクリニック医院「通院外来診察・往診・定期健診」
(内科・外科・リハビリテーション科)

久留米市 医療法人 たかた歯科医院「口腔内治療・往診」
(歯科)

(掲示)

第36条 施設内の見やすい場所に運営規程の概要、職員体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第37条 職員は、正当な理由なく業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らさない。

2 退職者が、正当な理由なく業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じる。

3 居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者及びその家族の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第38条 居宅介護支援事業者又はその職員に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの対価として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退居者を紹介することの対価として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(苦情解決)

第39条 入居者からの苦情を迅速かつ適切に対応する為、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- 2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ入居者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導又は助言を得た場合それに従い必要な改善を行う。
- 3 サービスに関する入居者からの苦情に関して佐賀県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、佐賀県国民健康保健団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

(運営懇談会)

第40条 入居者の方々の意見、要望を管理・運営に反映させ、業務を円滑に行うため、施設と入居者から成る「南風Ⅱ番館運営懇談会」を設置します。運営懇談会は「運営懇談会会則」により運営されます。

(地域との連携)

第41条 運営に当たって、地域住民又は住民の活動との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第42条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。但し、施設の責に帰すべからざる理由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第43条 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 入居者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

第44条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は有限会社 弘正 と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待及び身体拘束防止のための措置に関する事項)

第45条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講じる。

- 一 法人の虐待防止・身体拘束委員会開催を1年に4回、事業所における虐待の防止及び身体拘束防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)

る。)を定期的を開催するとともに、その結果について、業務改善会議及び朝礼等で特定施設従業者に周知徹底を図る。

二 事業所における虐待の防止及び身体拘束防止のための指針を整備する。

三 事業所において、従業者に対し、虐待の防止及び身体拘束防止のための研修を定期的実施する。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(運営規程の改定)

第46条 この規程に改定については、運営懇談会の意見を聴くものとします。

附則 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

平成23年11月14日改正。

平成26年10月1日再改正。

令和元年10月1日一部改定。

令和3年10月12日一部改正。

令和4年10月1日一部改正。

令和5年10月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正

令和6年10月1日一部改正